

中小企業における外国人材活用に関する検討会設置要領

2 産 勞 雇 就 第 4 1 0 号
令 和 2 年 6 月 2 9 日

(設置)

第 1 「東京の中小企業振興を考える有識者会議設置要綱」(平成 30 年 2 月 6 日付 29 産 勞 商 調 第 1144 号) 第 7 に基づき、東京都内の中小企業における外国人材の効果的な活用を検討するにあたり、専門的観点からの意見を聴くために、「中小企業における外国人材活用に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 検討会は、次の事項について意見の交換等を行う。

- (1) 都内中小企業における外国人材の確保・定着
- (2) 外国人留学生等の都内中小企業への就業促進
- (3) 海外在住の外国人材の都内中小企業への就業促進
- (4) その他、会議の目的を達成するために必要な事項に関すること

(委員等)

第 3 検討会は、産業労働局長が委嘱する委員をもって構成する。なお、産業労働局長はオブザーバーを置くことができる。

2 産業労働局長が必要であると認めるときは、委員およびオブザーバー以外の者を検討会の会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、第 3 の規定により委嘱を受けた日から 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第 5 検討会には座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第 6 検討会の会議は、産業労働局長が招集する。

(公開)

第 7 検討会の会議は非公開とし、議事の要旨を公開するものとする。

(事務局)

第 8 検討会の事務局は、東京都産業労働局雇用就業部就業推進課とする。

(その他)

第 9 この要領で定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 この要領は、令和 2 年 6 月 2 9 日から施行する。